

特別養護老人ホーム第二座間苑

自 平成 27 年4月1日

至 平成 28 年3月31日

施設事業の概況（第二座間苑）

- 1 平成27年度は団塊世代が高齢者を迎え、今後飛躍的に高齢者が増加する中、近隣市においては施設整備が進み利用者の争奪が厳しい状況にあります。第二座間苑は開所から6年を経過し、広く市民に認識されていますが費用が高額なることから入所者の経済的負担が問題となり、空床が出てもすぐに入所者が決まらない状況が見受けられます。

また、入所者の状態は入所期間が長くなることにより重度が進むとともに待機者についても重度の要介護者が多数を占め、入所者の平均介護度は開所当時と比較し年々重度化しています。そのため職員の介護負担は多大となりその解消のため職員配置の増員を図りサービスの向上と職員の介護負担の軽減を図る。

- 1 利用者に良好なサービスを提供するためには職員の資質の向上をなくしては困難です。

職員研修計画を作成し、積極的に研修に参加させるとともに毎月定期的に介護技術等の勉強会を開催し、資質の向上を図りました。また、介護福祉士等の資格者を増やすことは施設の信頼を高め、サービスの向上に欠かせないことから資格取得を推奨し有資格者増員を図る。

- 1 入所者は定員が決まっており、退所者がでたときは速やかに待機者の中から次の入所者を決定することにより安定的な運営ができますが、20床ある短期入所生活介護の利用者は、絶えず変動しており、その利用者数が施設運営を左右すると言っても過言ではありません。

そのため、サービスの向上を図り利用者に喜んでいただけるサービス提供に努め、利用者の増員を図る。

施設の運営方針 (第二座間苑)

施設は、常時の見守りと必要に応じた臨機応変の介護を提供することによって入所者等に常時の安心を提供してきました。しかしながら、多くの要介護高齢者を一堂に集めて処遇するという従来型の特養の性格上、個別ケアは困難であり、入所者等には集団生活の中でケアを提供せざるを得ない面があります。

第二座間苑は、ユニットケア施設として様々な事情により施設利用を選択せざるを得ない場合でも、入所者等の尊厳ある生活を保障するために入所者等の生活環境を重視し、地域社会とかかわりを保つことができるような取り組み、すなわち入所者等一人ひとりの個性と生活のリズムを尊重した介護を行うことが求められております。

1 基本方針

(1) 利用者へのサービス向上

ユニットケアは、在宅に近い居住環境で、入所者等一人ひとりの個性や生活のリズムに沿い、また、他人との人間関係を築きながら日常生活を営むことができるように介護を行うものであり、ユニットごとに配置された職員による入所者等一人ひとりの個性や生活のリズムに沿ったケアを提供します。合わせて、多床室ではサービス提供が困難な経管栄養等の入所者等についてもサービス提供を行います。

(2) 職員の資質の向上

介護サービスは、人が人に対して提供するサービスであり、介護サービスを支える人材が介護サービスの質を左右する鍵であるといっても過言ではありません。

そのため、介護職員等は、自ら研鑽に励むとともに施設は研修などを通じて職員の資質の確保、向上に努めます。

2 サービス方針

(1) 入所者等が自分の住まいと思える環境づくり

施設は、入所者等が普通に暮らす場であり、地域の中で暮らしていく場です。今まで暮らしてきた家と変わらない環境で、高齢者の視点でそれぞれの空間に見合った暮らしを組み立て、味わっていただくことに努めます。

(2) 入所者にはそれぞれの暮らしを続けてもらう暮らしづくり

暮らしは、個々の「食べて」「出して」「寝る」の保障から始まります。今までの生活習慣を大事に家族との関わりやボランティアの活用を図り、24Hシートにより個別の暮らしをサポートします。

- (3) チームケアによる24時間の連続した暮らしを保障する仕組みづくり
誰でもが一定の基準のケアができる仕組みを作るため記録の一元化、一覧化を推進し、利用者の24時間軸に合わせた働き方を提供する中で、職員のモチベーションを高めるため、役割を明確化するとともに職員の自己研鑽の援助、研修等による資質の向上を図り質の高いサービス提供に努めます。

3 事業計画

入所者の終の棲みかとして、また、利用者のひと時の安らぎの施設として次の事業を行います。

- (1) 日々の生活において入所者自身が望む活動、満足できる暮らしを援助する。(各ユニット・年間)
- (2) 入所者に生き生きとした生活を営んでいただくためクラブ活動の充実を図る。(全体・毎月開催)
- (3) 入所者の外出の機会を確保するため外出年間計画を作成し、定期的に行物、ドライブ、四季折々の花等の観賞会などを行う。(全体・フローア)
- (4) ユニット間の交流を活発化し、利用者の一体感の促進を図る。(全体・毎月開催)
- (5) 四季折々の行事を通じて同ユニット内の入所者間の親交を深める。(各ユニット・適宜開催)
- (6) 花火観賞会、納涼祭などを通じて家族との関わり、同一法人他施設や地域との交流を図る。(全体・8月)
- (7) 好きな物を飲食していただく喫茶デーを設け、生活に潤いを持っていただく。(全体・毎月開催)
- (8) 転倒予防や運動機能を維持するため日常生活の中で入所者等の身体状況、能力等に応じた体操を行います。(各ユニット・年間)
- (9) 入所者の家族同伴による定期健康診断を推奨し、入所者の健康状態を施設と一緒に考えていただきます。(全体・5月～6月)
- (10) 常時又は定期的な面会困難な家族に対し、入所者の近況報告や施設の広報を兼ねた季刊誌を発行する。(全体・2月毎)

入所者等に安心した生活を営んでいただくためには職員の資質向上が伴わなければなりません。そのため、次の事業に取り組みます。

- (1) 介護力向上や誰が介護にあたってもしっかりとしたサービス提供を可能にするため勉強会を開催するとともに勉強会への参加を職員評価の対象とします。(毎月開催)
- (2) 年間研修計画を策定し、高齢者施設協会等が開催する研修会に職員を派遣するとともに職員の経験、能力に応じた研修を実施し、資質向上を図ります。(随時)
- (3) 良好なサービスは、良好な職場環境と職員一人ひとりが健康でなければ務まりません。そのため、衛生委員会を設置し、職場環境の改善を図るとともに産業医による職員の健康教育、健康相談等を行い健康管理の徹底を図ります。(毎月開催)

以上の事業計画をもとに、実施方法、実施時期等の詳細は、リーダー会議、職員会議やユニットの職員が協議し実施要領を定めて取り組みます。

職員構成表

平成 27 年 4 月 1 日

職 種 名	常勤職員	臨時職員等	計
施設長	1		1
副施設長		1	1
事務員	1	1	2
生活相談員	1		1
介護支援専門員	1		1
看護師	3	1	4
介護職員	35	6	41
管理栄養士	1		1
調理員	2	8	10
用務員等		5	5
合計	45	22	67

会議及び委員会開催計画

名 称	開 催 時 期
リーダー会議	毎月第1月曜日
職員会議	4半期毎
ユニット・フロアー会議	随時
入所判定委員会	毎月 第1月曜日
労働安全衛生委員会	毎月 第4火曜日
感染症委員会	毎月 第2水曜日
拘束排泄委員会	毎月 第2水曜日
苦情対応委員会	毎月 第4水曜日
事故委員会	毎月 第4水曜日
行事委員会	随時
広報委員会	随時
意識向上委員会	毎月 第3水曜日
看取り委員会	毎月 第3金曜日

クラブ活動

名 称	開 催 時
習字クラブ	月 1回
詩吟クラブ	不定期
卓球クラブ	不定期
生花クラブ	不定期